令和6年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画







令和6年3月 宮城県

令和6年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画について

【凡例】

- ・グリーン購入促進条例:グリーン購入促進条例(平成18年宮城県条例第22号)
- ・グリーン購入法: 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・国基本方針:環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5(2023)年12月閣議決定)
- ・手引き:グリーン購入の調達者の手引き(令和6(2024)年2月)

1 目的

この計画は、グリーン購入促進条例第 11 条第 1 項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により、令和 6 年度における特定調達物品等の調達に関する事項について定めるものです。

2 対象機関

対象機関は、本庁及び地方機関を含む県のすべての機関です。

3 定義

- (1)「グリーン購入」とは、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいいます。
- (2)「環境物品等」とは、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品等をいい、具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。
 - イ 再生資源その他の環境への負荷(「環境基本法」(平成5年法律第91号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する原材料又は部品
 - ロ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室 効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用 がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への 負荷の低減に資する製品
 - ハ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- (3)「特定調達品目」とは、重点的にグリーン購入を推進すべき環境物品等の種類をいいます。
- (4)「特定調達物品等」とは、特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。
- (5)「物品の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含みます。

4 特定調達品目

本計画における特定調達品目は、別紙1のとおりです。

5 特定調達品目の判断の基準及び**特定調達物品等の選択方法** 別紙2のとおりです。

6 調達目標及び調達実績

各特定調達品目の調達目標及び令和4年度の調達実績は、別紙3のとおりですなお、特定調達物品等の調達実績は、環境政策課ホームページ等で公表します。

7 特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため、環境 に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし、調達においては、「環境配慮事業者からの 物品等調達実施要綱」に基づき、県に登録している当該事業者から優先的に調達します。

別紙1 特定調達品目(22分類287品目)

本計画における特定調達品目は、以下のとおりです。 ※「単位」は、調達実績を集計する際の単位を示しています。

1 紙類

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
1	コピー用紙	枚
2	フォーム用紙	枚
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚
4	塗工されていない印刷用紙	枚
5	塗工されている印刷用紙	枚
6	トイレットペーパー	巻
7	ティッシュペーパー	枚

【備考】

「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙 (アート紙、コート紙、軽量コート紙等)、微塗工印刷用紙等が該当する。

2 文具類

人云块	+		
物品 番号	特定調達品目	品目の解釈・製品例	単位
8	シャープペンシル	ノック式 (ホルダー式含む。)・回転式のシャープペンシル、複合筆記具 (シャープペンシル+他の筆記具等)。	本
9	シャープペンシル替芯	0.2、0.3、0.4、0.5、0.7、0.9、1.2、1.3、2.0等の直径の芯。色芯も含む。	ケース
10	ボールペン	油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインキボールペン (多色ボールペンを含む。)。	本
11	マーキングペン	油性マーカー・水性マーカー、蛍光ペン、ホワイトボードマーカー、ペイントマーカー、名前書き用マーカー、筆ペン、サインペン、OHPマーカー。	本
12	鉛筆	鉛筆、色鉛筆(紙巻軸・プラスチック製軸を含む。)	本
13	スタンプ台		個
14	朱肉		個
15	印章セット	①朱肉、印鑑皿、印面を清掃するブラシ・スポンジ等が一つの蓋付きの容器に備わっている用具、②印鑑を挿入した軸に朱肉皿が装着され、捺印の度に印面に自動的に朱油・朱液等が転写される用具、③その他の朱肉付き印鑑ケース	個

16	印箱	印箱 (印章や朱肉などがあらかじめセットされていないもの。)	個
17	公印	各公印規程に定められている印鑑(朱肉を使用し、押印するもの)。	個
18	ゴム印	浸透印、連結式を含む。	個
19	回転ゴム印	回転日付印(デート印)、回転数字印、マスター印、回 転科目印、インキ浸透タイプの回転ゴム印。	個
20	定規	直定規、三角定規、分度器、三角スケール、曲線や図 形等を描くための定規。	個
21	トレー	書類用、小物用、ペン用、硬貨用 (カルトン)。書類用で複数が重なっている (重ねられる) もの、決裁箱。	個
22	消しゴム	ペン型繰り出し式消しゴムを含む。	個
23	ステープラー (汎用型)	NO. 10 の針を使用するハンディタイプのもの。	個
24	ステープラー(汎用型以外)	汎用型以外のもの(大型ステープラー、付加機能(フラットタイプ、軽とじタイプ、針収納タイプ、中とじタイプ等)を付した No. 10 の針を使用するもの、針を使用しないもの)。	個
25	ステープラー針リムーバー		個
26	連射式クリップ(本体)	紙をガイドに挿入し、連続してコの字型の再利用できるクリップを繰り出してとじる紙とじ具。(本体のみで、クリップは含まれない。)	本
27	事務用修正具 (テープ)	修正カバーテープを含む。	個
28	事務用修正具(液状)		個
29	クラフトテープ	主に梱包等に用いる、紙をテープ基材として片面に粘 着剤を塗布したテープ。表面に文字が印刷してあるも のを含む。	巻
30	布粘着テープ (プラスチック 製クロステープを含む。)	表面に文字が印刷してあるものを含む。	巻
31	両面粘着紙テープ		巻
32	製本テープ	ホットメルト樹脂タイプ製本テープを含む。	巻
33	ブックスタンド	複数の仕切りが一体化されたもの。2枚の仕切りが一枚ずつ独立したもの(ブックエンド)。	個
34	ペンスタンド		個
35	クリップケース		個
36	はさみ		個
37	マグネット (玉)	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーした円状のもの	個
38	マグネット (バー)	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーした棒状のもの	個

39	テープカッター	セロファンテープ、PP テープ、梱包用テープ等を装着 してカットする用具。机上用、ハンディタイプ、テー プ付きを含む (使い捨てではないこと)。	個
40	パンチ (手動)		台
41	モルトケース (紙めくり用スポン ジケース)		個
42	紙めくりクリーム		個
43	鉛筆削 (手動)		個
44	O A クリーナー (ウェットタ イプ)	ウェットクリーニングティッシュ。	個
45	O A クリーナー (液タイプ)	ボルトタイプ、スプレータイプ、ミストタイプ、泡タイプ等。	個
46	ダストブロワー	ノズルから噴出される気体の風圧で、機器上に溜まった埃を吹き飛ばし、清掃するためのスプレー缶の器 具。	個
47	レターケース		個
48	メディアケース	CD、DVD 及び BD など各種メディアを収納するためのケース。箱状のもの。ブックタイプのもの。	個
49	マウスパッド		枚
50	OAフィルター(枠あり)	ディスプレイの前につけて、画面の映り込み、反射を 防ぐとともに画面を保護するための器具。	枚
51	丸刃式紙裁断機	レールに装着された丸刃付きスライダーを下に押し付けスライドさせて、レールと台にはさまれた紙を裁断するタイプの紙裁断機。	台
52	カッターナイフ	片手で簡単に持ち運びができるハンディタイプのも の。	個
53	カッティングマット		枚
54	デスクマット		枚
55	OHPフィルム	OHP で文字や図等を投影するための光透過性の樹脂フィルム。	枚
56	絵筆		本
57	絵の具	ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具。	セット
58	墨汁	朱墨を含む。	個
59	のり(液状)(補充用を含む。)	貼ってはがせるのり(液状)を含む。	本
60	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		個
61	のり(固形)(補充用を含む。)	貼ってはがせるのり(固形)を含む。詰替え用カート リッジを含む。	本

62	のり (テープ)	貼ってはがせるのり(テープ)を含む。	本
63	ファイル	●穴をあけてとじるファイル フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル (片開き、両開き)、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル ●穴をあけずにとじるファイル フォルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル(固定式、差替式)、スクラップブック、Z式ファイル(固定式、差替式)、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、用箋挟(クリップボード)、ピン式ファイル、パンフレットファイル、図面ファイル(布製図面袋含む)、ケースファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル ●コンピュータ用データファイル(キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式) ●その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般(替表紙、折目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類(文書)用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等)	#
64	バインダー	●MPバインダー(マルチブロング、背メタル) ●リングバインダー(X式、平てこ式、立ててこ式、 てこなし) ●その他のバインダー(コガネ式、スライド式、横開 き式) ●コンピュータ用データバインダー(キャップ式、ス ライド式、フッキング式、レター式)	#
65	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル、バ インダーのとじ穴規格に対応した補充用品。	個
66	アルバム(台紙を含む。)	台紙式アルバム、ポケット式アルバム、工事用アルバム。 替台紙、補充用替台紙を含む。	セット
67	つづりひも		東
68	カードケース	①閲覧や掲示をする書類を折れや傷みから保護する ための、一辺に挿入口がある薄い透明ケース。②カー ドを複数枚収納するボックス型ケース(名刺整理箱 等)	枚
69	事務用封筒 (紙製)	保存袋、クッション材入りのものを含む。	枚
70	窓付き封筒 (紙製)		枚
71	けい紙	レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ(無地含む)、メモ帳(無地含む)、原稿用紙、伝票(会計票含む)、便箋。	枚

72	起案用紙		枚
73	ノート		₩
74	パンチラベル	書類のとじ穴部分の補強、又は破損を防ぐために用いる裏面に粘着剤が塗布された小片の穴あきラベル。	袋
75	タックラベル	宛名用ラベル、タイトル用ラベル、OA 用ラベル	#
76	インデックス		袋
77	付箋紙	ロールタイプも含む。	個
78	付箋フィルム	ロールタイプも含む。	個
79	黒板拭き		個
80	ホワイトボード用イレーザー		個
81	額縁		個
82	テープ印字機等用カセット		個
83	テープ印字機等用テープ		巻
84	ごみ箱		個
85	リサイクルボックス	多段式、連結式を含む。	個
86	缶・ボトルつぶし機 (手動)		個
87	名札(机上用)		個
88	名札(衣服取付型・首下げ型)	「職員の名札着用要綱」(平成 11 年 1 月 5 日付け人第 414 号総務部長通知)で定める名札を含まないものとする。	個
89	鍵かけ(フックを含む)	鍵を掛けることを目的とした、壁面用又は収納用の簡易なフック・ハンガーの類。ただし、扉付きの収納什器としてのキーケースは、機器類(オフィス家具)の品目分野とし、文具類の対象ではない。	個
90	チョーク		本
91	グラウンド用白線		袋
92	梱包用バンド		巻

3 オフィス家具等

物品 番号	特定調達品目	単位
93	nt	脚
94	机	台
95	棚	台
96	収納用什器(棚以外)	台
97	ローパーティション	台

98	コートハンガー	台
99	傘立て	台
100	掲示板	台
101	黒板	台
102	ホワイトボード	台
103	個室ブース	台
104	ディスプレイスタンド	台

- 1 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
- 2 「個室ブース」は、Web会議等を行うスペースとして利用するための、ドア及び天井で囲われた 移動や移設が可能なブースをいう。
- 3 「ディスプレイスタンド」は、ディスプレイを固定する機能を有する、自立する家具をいう。

4 画像機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
105	コピー機	台
106	複合機	台
107	拡張性のあるデジタルコピー機	台
108	プリンタ	台
109	プリンタ複合機	台
110	ファクシミリ	台
111	スキャナ	台
112	プロジェクタ	台
113	トナーカートリッジ	台
114	インクカートリッジ	台

- 1 「コピー機」とは、紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器をいう。
- 2 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以 上の機能を有する機器をいう。
- 3 「拡張性のあるデジタルコピー機」とは、コピー機にオプションを装着することにより複合機と なる機器をいう。
- 4 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 5 「プロジェクタ」とは、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,0001m未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1 m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタを含むものとする。

- 6 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。
 - ア 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
 - イ 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、放送又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 7 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字へッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。
 - ア 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
 - イ 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、放送又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 8 「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」は、新たに購入する補充用の製品であって、 コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。

5 電子計算機等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
115	電子計算機	台
116	磁気ディスク装置	台
117	ディスプレイ	個
118	記録用メディア	個

- 1 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
 - ① 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ② 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。)が 512本以上のもの
 - ③ 4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ④ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機ごとに専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑤ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑥ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中

央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する 機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの

- ⑥ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの
- 2 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
 - ① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの
 - ② 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの
- 3 本項の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの(コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ)とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。サイネージディスプレイ(タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。)は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。

- ① 対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ② 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ(400cd/m²)を超えるもの
- ③ 画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル(7,000ピクセル/in2)以下であるもの
- ④ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの
- 4 本項の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。

6 オフィス機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
119	シュレッダー	台
120	デジタル印刷機	個
121	掛時計	個
122	電子式卓上計算機	個
123	一次電池又は小形充電式電池	台

- 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の対象とする「シュレッダー」に含まれないも のとする。
 - ① 裁断モーターの出力が500W以上のもの
 - ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機(リソグラフ等)をいう。
- 3 本項の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計と し、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
- 4 本項の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- 5 本項の対象とする「一次電池又は小型充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1型」 「単2型」「単3型」又は「単4型」とする。

7 移動電話等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
124	携帯電話	台
125	PHS	台
126	スマートフォン	台

【備考】

- 1 本項の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地 局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 2 本項の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続 されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話またはPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

8 家電製品

物品 番号	特定調達品目	単位
127	電気冷蔵庫	台
128	電気冷凍庫	台
129	電気冷凍冷蔵庫	台
130	テレビジョン受信機	台
131	電気便座	台
132	電子レンジ	台

【備考】

- 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷蔵冷凍庫」に含まれないものとする。
 - ① 業務の用に供するために製造されたもの
 - ② 熱電素子を使用するもの
 - ③ 吸収式のもの
 - ④ ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電気冷凍庫」には含まれないものとする。

- 2 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものと する。
 - ① 産業用のもの
 - ② ブラウン管方式のもの
 - ③ テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
 - ④ 映像を表示する装置であって直視型でないもの
 - ⑤ プラズマディスプレイ方式のもの
 - ⑥ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの

- ⑦ ワイヤレス方式のもの
- ⑧ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
- ⑨ 垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの
- 3 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
 - ① 他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ② 温水洗浄装置のみのもの
 - ③ 可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④ 専ら鉄道車両等において用いるためのもの
 - ⑤ 幼児用大便器において用いるためのもの
 - ⑥ 暖房用の便座のみを有するもの
- 4 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。
 - ① ガスオーブンを有するもの
 - ② 業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ 定格入力電圧が200ボルト専用のもの
 - ④ 庫内高さが135ミリメートル未満のもの
 - ⑤ システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

9 エアコンディショナー等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
133	家庭用エアコンディショナー	山
134	業務用エアコンディショナー	台
135	ガスヒートポンプ式冷暖房機	台
136	ストーブ	台

- 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
 - ① 冷房能力が28kW (マルチタイプのもの (1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。) は50.4kW) を超えるもの
 - ② 冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
 - ③ 水冷式のもの
 - ④ 圧縮用電動機を有しない構造のもの
 - ⑤ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
 - ⑥ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機 能又は除じん性能を有する構造のもの
 - (7) 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
 - ⑧ スポットエアコンディショナー
 - ⑨ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑩ 高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
 - 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
 - ② 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって、圧縮機、送風機その他主要構成機器を 駆動する構造のもの。
 - ③ 床暖房又は給湯の機能を有するもの

- ④ 分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの
- 2 本項の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷 房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。
- 3 本項の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当 するものは、これに含まれないものとする。
 - ① 開放式のもの
 - ② ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
 - ③ 半密閉式ガスストーブ
 - ④ 最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ
 - ⑤ 最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ

10 温水器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
137	ヒートポンプ式電気給湯器	台
138	ガス温水機器	台
139	石油温水機器	台
140	ガス調理機器	台

- 1 暖房の用に供することができるものは、本項の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
- 2 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
 - ① 貯蔵式湯沸器
 - ② 業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
 - ④ 浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - ⑤ 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
- 3 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。
 - ① ポット式バーナー付きふろがま
 - ② 業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ 薪材を燃焼させる構造を有するもの
 - ④ ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー
- 4 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
 - ① 業務の用に供するために製造されたもの
 - ② ガス(都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
 - ③ ガスグリル
 - ④ ガスクッキングテーブル
 - ⑤ ガス炊飯器
 - ⑥ カセットこんろ

11 照明

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
141	LED照明器具	台
142	LEDを光源とした内照式表示灯	台
143	電球形LEDランプ	個

【備考】

- 1 本項の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。
- 2 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
- 3 「電球形LEDランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとであって、一般照明 として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主 目的とするもの、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。

12 自動車等

_	ᄆᆀ	구 이	
	物品 番号	特定調達品目	単位
	144	普通自動車、小型自動車	台
	145	軽自動車	台
	146	小型バス	台
	147	小型貨物車	台
	148	バス等	台
	149	トラック等	台
	150	トラクタ	台
	151	乗用車用タイヤ	本
	152	2 サイクルエンジン油	L

- 1 本項の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号) 第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。
- 2 「普通自動車」とは、乗車定員 9 人若しくは10 人以下かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車の うち、小型自動車の基準のうちいずれかが超えている乗用車をいう。
- 3 「小型自動車」とは、乗車定員 9 人若しくは10 人以下かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車の うち、総排気量 2 %以下、長さ4.7 %以下、幅1.7 %以下、高さ 2 %以下の乗用車をいう。

- 4 「軽自動車」とは、乗車定員 9 人若しくは10 人以下かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車のうち、総排気量0.66%以下、長さ3.4%以下、幅1.48%以下、高さ2%以下の自動車をいう。
- 5 「小型バス」とは、乗車定員11 人以上かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車をいう。
- 6 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t 以下の貨物自動車をいう。
- 7 「バス等」とは、乗車定員10 人以上かつ車両総重量3.5t 超の乗用自動車をいう。
- 8 「トラック等」とは、車両総重量3.5t 超の貨物自動車(けん引自動車を除く。)をいう。
- 9 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t 超の貨物自動車(けん引自動車に限る。)をいう。
- 10 本項の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

13 消火器

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
153	消火器	本

【備考】

1 本項の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

14 制服・作業服等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
154	制服	着
155	作業服	着
156	帽子	個
157	靴	足

【備考】

1 「制服」「作業服」「帽子」及び「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成 繊維を使用した製品が対象となる。

15 インテリア・寝装寝具

物品 番号	特定調達品目	単位
158	カーテン	枚
159	布製ブラインド	枚
160	金属製ブラインド	枚
161	タフテッドカーペット	枚
162	タイルカーペット	枚
163	織じゅうたん	枚

164	ニードルパンチカーペット	枚
165	毛布	枚
166	ふとん	枚
167	ベッドフレーム	台
168	マットレス	枚

- 1 「カーテン」「布製ブラインド」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維 を使用した製品が対象となる。
- 2 「毛布」は、ポリエステル繊維を使用した製品が対象となる。
- 3 「ふとん」は、ポリエステル繊維を使用した製品又は再使用した詰物を使用した製品が対象となる。
- 4 医療用、介護用及び高度医療に用いる等特殊な用途のものについては、本項の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。また、金属製のものは対象外となる。
- 5 高度医療に用いるもの (手術台、ICUベッド等) については、本項の対象とする「マットレス」 に含まれないものとする。

16 作業手袋

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
169	作業手袋	双

【備考】

「作業手袋」については、主要材料が繊維の製品が対象となる。革製、ゴム製の手袋は本項目の対象外とする。

17 その他繊維製品

<u>, </u>	心域性故事	
物品 番号	特定調達品目	単位
170	集会用テント	台
171	ブルーシート	枚
172	防球ネット	枚
173	旗	枚
174	のぼり	枚
175	幕	枚
176	モップ	本

- 1 「集会用テント」は、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。
- 2 「ブルーシート」は、ポリエチレンを使用した製品が対象となる。
- 3 「防球ネット」は、ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象となる。

- 4 「旗」「のぼり」「幕」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した 製品が対象となる。
- 5 本項の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

18 設備

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単位
177	太陽光発電システム (公共・産業用)	工事件数
178	太陽熱利用システム (公共・産業用)	工事件数
179	燃料電池	工事件数
180	エネルギー管理システム	工事件数
181	生ごみ処理機	工事件数
182	節水器具	工事件数
183	給水栓	本
184	日射調整フィルム	m²
185	低放射フィルム	m²
186	テレワーク用ライセンス	ライセンス 数
187	Web会議システム	システム数

【備考】

- 1 本項の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
- 2 本項の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 3 「節水器具」については、電気を使用しない、節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁 が対象となる。
- 4 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を 高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 5 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに添付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。
- 5 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、 勤務場所により、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワ ーク(サテライトオフィス等での勤務)に大別される。
- 6 「Web会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。

19 災害備蓄用品

物品 番号	特定調達品目	単位
188	災害備蓄用飲料水	本

189	アルファ化米	個
190	保存パン	個
191	乾パン	個
192	レトルト食品等	個
193	栄養調整食品	個
194	フリーズドライ食品	個
195	非常用携帯燃料	個
196	携带発電機	個
197	非常用携带電源	個

- 1 本項の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。
- 2 本項の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。
- 3 「レトルト食品等」とは、機密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、 常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 4 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。
- 5 本項の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。
- 6 本項の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・ 給電を目的とした非常用の電源をいう。
- 7 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

20 ごみ袋等

物品番号		特	定	調	達	品	目	単位
198	プラスチック製ごみ袋							枚

【備考】

本項の対象とする「プラスチック製ごみ袋」とは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処分に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。

2 1 役務

10 4 300		
物品 番号	特定調達品目	単位
199	省エネルギー診断	件数
200	印刷	件数
201	食堂	食堂設置数
202	自動車専用タイヤ更正	件数

203	自動車整備	整備件数
204	植栽管理	件数
205	加煙試験	件数
206	清掃	件数
207	タイルカーペット洗浄	件数
208	機密文書処理	件数
209	害虫防除	件数
210	輸配送	件数
211	旅客輸送	件数
212	庁舎等において営業を行う小売業務	件数
213	クリーニング	件数
214	飲料自動販売機設置	設置件数
215	引越輸送	件数
216	会議運営	件数
217	印刷機能等提供業務	件数

- 1 「省エネルギー診断」とは、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託をいう。
- 2 本項の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を 印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。
- 3 「食堂」については、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象となる。
- 4 「自動車専用タイヤの更生」において対象とするタイヤは、「小型トラック用タイヤ」「トラック 及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。
- 5 「自動車整備」における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、二輪 車は除く。)をいう。
- 6 本項の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 7 「加煙試験」とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階 段等に設置された煙検知器の作動試験を行うことをいう。
- 8 本項の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 9 本項の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法 律第20号)を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせ るおそれのある動物等の防除とする。
- 10 本項の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物(一般、冊子等)及びメール便をいう。
 - ア 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。 イ 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送 及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこ れらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。

- ウ 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それら を荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1 kg以下の一口一冊の貨物をいう。
- 11 本項の対象とする「旅客輸送」とは、一般貸切旅客自動車(バス)、一般乗用旅客自動車(タクシー)の利用の契約をいう。
- 12 「小売業務」は、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象となる。
- 13 本項の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に定めるクリーニング業をいう。
- 14 本項の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売 機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設 置する場合は、これに含まれないものとする。
 - ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④ 電子冷却(ペルチェ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているもの

なお、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合は、含まないものとする。

- 15 本項の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
- 16 本項の対象とする「会議運営」とは、委託契約等により会議の運営を含む業務をいう。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。
- 17 本項の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器(本計画「4 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「6 オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。)による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。
 - ア 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で 使用する消耗品の供給業務
 - イ 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
 - ウ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

22 公共工事

大分類	特定調達品目分類	物品 番号	特定調達品目名	単位	宮城県グ リーン製 品の有無
		218	建設汚泥から発生した処理土	m³	0
	盛土材等	219	土工用水砕スラグ	m^3	_
		220	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m³	_
資材		221	フェロニッケルスラグを用いたケーソン 中詰め材	m³	_
	地盤改良材	222	地盤改良用製鋼スラグ	m³	_
)	223	高炉スラグ骨材	m³	_
	コンクリート用ス ラグ骨材	224	フェロニッケルスラグ骨材	m³	_
	ノグ 再例	225	銅スラグ骨材	m³	_

	1			
	226	電気炉酸化スラグ骨材	m³	_
ファフュエーヨ人	227	再生加熱アスファルト混合物	m³	0
アスファルト混合物	228	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	$ m m^3$	-
-123	229	中温化アスファルト混合物	m^3	0
口夕 放心 十十	230	鉄鋼スラグ混入路盤材	m³	0
路盤材	231	再生骨材等	m³	0
小径丸太材	232	間伐材	工事件数	_
VE A 1- 2 X . I	233	高炉セメント	工事件数	_
混合セメント	234	フライアッシュセメント	工事件数	
セメント	235	エコセメント	工事件数	_
コンクリート及び コンクリート製品	236	透水性コンクリート	工事件数	_
鉄鋼スラグ水和固 化体	237	鉄鋼スラグブロック	工事件数	_
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	238	フライアッシュを用いた吹付けコンクリ ート	工事件数	_
	239	下塗用塗料(重防食)	m³	_
塗料	240	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗 料	m³	_
	241	高日射反射率塗料	m³	_
防水	242	高日射反射率防水	工事件数	_
<u>:</u>	243	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	工事件数	_
舗装材	244	再生材料を用いた舗装用ブロック (プレ キャスト無筋コンクリート製品)	工事件数	_
	245	バークたい肥	m²	0
園芸資材	246	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	m²	0
道路照明	247	LED道路照明	設置基数	_
中央分離帯ブロック	248	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	工事件数	_
タイル	249	セラミックタイル	工事件数	_
タイル 建具		セラミックタイル 断熱サッシ・ドア	工事件数 工事件数	
タイル 建具	250	断熱サッシ・ドア	工事件数	
	250 251	断熱サッシ・ドア 製材	工事件数 工事件数	
	250	断熱サッシ・ドア	工事件数 工事件数 工事件数	
建具	250 251 252 253	断熱サッシ・ドア製材集成材合板	工事件数 工事件数 工事件数 工事件数	0
建具	250 251 252 253 254	断熱サッシ・ドア製材集成材合板単板積層材	工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数	0
建具 製材等	250 251 252 253 254 255	断熱サッシ・ドア製材集成材合板単板積層材直交集成板	工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数	0
建具	250 251 252 253 254 255 256	断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング	工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数	0 0 -
建具 製材等 フローリング	250 251 252 253 254 255 256 257	断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング パーティクルボード	工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数	0
建具 製材等	250 251 252 253 254 255 256 257 258	断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング	工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数 工事件数	0

	複合材製品				
	ビニル系床材	261	ビニル系床材	工事件数	_
	断熱材	262	断熱材	工事件数	_
	照明機器	263	照明制御システム	工事件数	_
	変圧器	264	変圧器	工事件数	_
		265	吸収冷温水機	工事件数	_
		266	氷蓄熱式空調機器	工事件数	_
	空調用機器	267	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	工事件数	_
		268	送風機	工事件数	_
		269	ポンプ	工事件数	_
	配管材	270	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	工事件数	_
		271	自動水栓		_
	衛生器具	272	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事件数	_
		273	大便器		_
	コンクリート用型	274	再生材料を使用した型枠	工事件数	_
	枠	275	合板型枠	工事件数	0
建設機	_	276	排出ガス対策型建設機械	工事件数	_
械	_	277	低騒音型建設機械	工事件数	_
	建設発生土有効利 用工法	278	低品質土有効利用工法	工事件数	_
	建設汚泥再生処理 工法	279	建設汚泥再生処理工法	工事件数	_
工法	コンクリート塊再 生処理工法	280	コンクリート塊再生処理工法	工事件数	_
	舗装(表層)	281	路上表層再生工法	工事件数	_
	舗装(路盤)	282	路上再生路盤工法	工事件数	_
	法面緑化工法	283	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑 化工法	工事件数	_
	山留め工法	284	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事件数	_
	企士	285	排水性舗装	工事件数	_
目的物	舗装	286	透水性舗装	工事件数	_
	屋上緑化	287	屋上緑化	工事件数	_

- 1 本項の対象とする「高日射反射率塗料」は、日射反射率の高い含量を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 本項の対象とする「高日射反射率防水」は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い含量を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 3 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部 又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用した ものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

- 5 本項の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」は、建築の木工 事において使用されるものとする。
- 6 本項の対象とする「フローリング」は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 7 本項の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における 園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 8 JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。
- 9 本項の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、 交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものと する。
 - ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - ② H種絶縁材料を使用するもの
 - ③ スコット結線変圧器
 - ④ 3以上の巻線を有するもの
 - ⑤ 柱上変圧器
 - ⑥ 単相変圧器であって定格容量が 5 kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
 - ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
 - ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成 するためのもの
 - ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
 - ⑩ 風冷式又は水冷式のもの
- 10 本項の対象とする「吸収冷温水器」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
- 11 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーを いう。
- 12 本項の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- 13 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は「再生材料を使用した型枠」の対象外とする。
- 14 本項の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

別紙2 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

1 判断の基準

「判断の基準」とは、グリーン購入促進条例第10条第2項に規定する特定調達物品等(特定調達品目ごとにその判断の基準を満たす物品等)であるための基準です。

本計画では、グリーン購入法に基づく国基本方針に規定された「判断の基準」を満たすものが特定 調達物品等に該当するものとして取り扱います。(当該基準を満たすものは「グリーン購入法適合商 品」等と呼ばれます。)

なお、特定調達品目に宮城県グリーン製品として認定されている物品があり、当該製品を調達する場合は、上記の判断の基準を全て満たしているものとみなします。

※ 平成31年2月に閣議決定された国基本方針において、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、重点的に環境配慮を進めるべき品目を選定し、順次判断の基準に2段階のレベルが設定されることとなりました。

より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」が設定されています。(「基準値2」を満たすものは、特定調達物品等に該当します。)

2 配慮事項

「配慮事項」は、特定調達物品等であるための要件ではないものの、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項であり、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項となっています。

本計画で定められた特定調達品目については、上記1と同様に国基本方針に規定された「配慮事項」 を準用します。

【参考】「判断の基準」に関する参考資料

本計画における特定調達物品等の「判断の基準」は国基本方針の規定に準じています。国基本方針及びその参考として、以下の資料が公表されています。

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 5 (2023) 年 12 月閣議決定) 特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。
- ・「グリーン購入の調達者の手引き」(令和6(2024)年2月) 国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。
- ・「グリーン購入法<文具類>の手引」(一般社団法人 全日本文具協会) 国基本方針における文具類の判断の基準について解説した資料です。 ファイル・バインダーの対象範囲については、イラストを用いて解説されています。

※これらの資料は、環境省「グリーン購入法.net」に掲載されています。 URL: http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html

【参考】宮城県グリーン製品について

グリーン購入促進条例では、「グリーン製品認定基準」を定め、宮城県の環境に配慮した製品 を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

3 選択方法

(1)調達の必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達 総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

(2) 役務及び公共工事以外の物品等を調達する場合

以下の手順により特定調達物品等を選択します。

■特定調達品目の確認

調達しようとする物品等が、特定調達品目に該当するか確認します。

該当しない

※特定調達品目に該当する物品等であっても、特定の仕様を必要とするなど、環境に配慮したものを選択する余地のない場合は、特定調達品目に該当しないものとして扱います。

該当する

本計画におけるグリーン購入の対象ではありませんが、環境に 配慮した調達に努めてください。(対象外)

■「判断の基準」と適合性の確認

国基本方針において調達しようとする特定調達品目に適用される「判断の基準」を確認し、調達しようとする物品等が「判断の基準」に適合しているか確認します。

なお、「4 適合性判断のポイント」も参考にしてください。

適合している

適合していない

■特定調達物品等の調達

本計画におけるグリーン購入に該当する特定調達物品等です。

■「配慮事項」の確認

特定調達物品等ではありませんが、可能な限り「配慮 事項」を満たす物品等を調達してください。

(3)役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する 役務を調達するよう努めます。ただし、県内事業者では本計画の判断基準を満たす役務を提供すること ができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありま せん。

(4) 公共工事の場合

別紙1の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は、工事目的物の要求品質、調達資材等の 流通状況、工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で、原則として「判断の基準」に適合する 資材等を調達するよう努めます。

また、調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は、価格、品質及び流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合は優先して調達してください。

ただし、必要とされる機能や性能等を有する資材等で、本計画の判断基準を満たすものが市場にない場合や、県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品等の調達が困難な場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適合性を確認することができます。

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通		1 本県の「事務用品の単価契約一覧<集中調達物品等のうち、「特定調達品目」欄に○が付さ断の基準」に適合しています。	= ::::
		2 製品カタログ等において、グリーン購入法 に適合している商品であると表示されている 物品等は、「判断の基準」に適合しているもの と取り扱って差し支えありません。	グリーン購入法適合商品 ※統一ラベル等はありません。
		3 宮城県グリーン製品に認定されている物品 は、「判断の基準」を満たしているものとみなし ます。	高級人のシングルン
1 紙類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	コピー用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」 に適合しています。 総合評価値は外箱に記載されています。	総合80 (1964年) (20 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
	印刷用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に 適合しています。 総合評価値は各社のウェブサイト等に公表され ています。	総合80 (1840-1848)
2 文具類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
3 オフィス 家具等	共通	1 エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合 しています。	
		2 JOIFA グリーンマーク製品は、「判断の基準」 に適合しています。	
4画像機器等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
5電子計算 機等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合し ています。	
	磁気ディスク 装置	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に 適合しています。	6

6 オフィス	シュレッダ	エコマーク認定品に	 は、「判断の基準」に適合し	
機器等	ー、デジタル	·		**************************************
1/2/10 13	印刷機、掛時			
	計			
	掛時計	次のいずれかに該当	 するものは、「判断の基準」	に適合しています。
	1213.11		機能付きで一次電池不要)の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			電池使用で一次電池が5年以	
			上使用可能であるもの	
	一次電(単1	9 7 7 7	ルカリ電池以上の性能を持	
	~単4形)	= '	でないもの) は、「判断の基	(IId)
		 準」に適合しています。		(cly
	小型充電式電	充電式のニッケル水素	電池等の小形充電式電池(二	次電池)は、「判断の基
	池(単1~単	準」に適合します。		
	4形)			
8 家電製品	テレビジョン	·	は、「判断の基準」に適合し	100 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00
	受信機、電気	ています。		(Car
	便座			
9 エアコン	ストーブ		の製品は、「判断の基準」に	
ディショナ		適合しています。		
一等				
11 照明	電球形 LED ラ		こついて、エコマーク認定	45° 25° 25° 25° 25° 25° 25° 25° 25° 25° 2
	ンプ	品は、「判断の基準」	に適合しています。	
12 自動車等	下記の基準	L	- 車は、「判断の基準」に適合	<ステッカーの例>
	しています。			
	※「普通自動車	互、小型自動車」について	は、令和3年度から電動車	2030年度基準
	等への切り	替えを推奨としつつ、最	低でも次世代自動車である	*
	ことが要件と	こなりました。		
	※電動車等とは	は、電気自動車、ハイブリ	「ッド自動車、プラグインハ	
	イブリッド自	自動車、燃料電池自動車及	及び水素自動車をいいます。	
	※次世代自動車	車とは、電気自動車、ハイ	ブリッド自動車、プラグイ	燃費基準達成車
	ンハイブリッ	ッド自動車、燃料電池自動	助車、水素自動車、天然ガス	w 自 至 士 匡 ル 宇
	自動車及びク	フリーンディーゼル自動	車をいいます。	
			テッカーは、2021 年4月以	
	降は自動車は	こ貼り付けられていない	場合があります。	平成2.7年度
	区分	基準値1	基準値2	燃費基準 45%達成車
		(可能な限り調達を	(調達を行う最低限の	
		推進する基準)	基準)	

	*****	毒乳 未放	2-1	
	普通自動車、小	電動車等	なし	
	型自動車	※ハイブリッド自動		平成27年度
		車は 2030 年度燃費		燃費基準十15%達成車
		基準値 70%達成レ		
		ベル以上であるこ		
		と、かつ、令和 2		
		(2020) 年度 燃費 基準値以上である		****
		本年順以上である		(低排出ガス車)
		ここ。 ※カーエアコン冷媒		国土交通大臣認定單
		の地球温暖化係数		
		は 150 以下である		
		こと。		
	軽自動車	電動車等	次世代自動車又は低排出	
			ガスかつ低燃費 (2020 年	
			度燃費基準達成)	
	小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排出	
			ガスかつ低燃費 (2015 年	
			度燃費基準達成)	
	小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定の	
			燃費性能を満たす車両	
			(2022 年度燃費基準 90%	
			達成)	
	バス等	電動車等	次世代自動車又は一定の	
			燃費性能を満たす車両	
			(2015 年度燃費基準 5%	
			超過達成)	
	トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定の	
			燃費性能を満たす車両	
			(2015 年度燃費基準 5%	
			超過達成)	
	トラクタ	電動車等	次世代自動車又は一定の	
			燃費性能を満たす車両	
			(2015 年度燃費基準 5%	
	7 H + H > 1	Fire the think in a second	超過達成)	
	乗用車用タイ		マーク」のついた製品は、「判	AAA AA A B C
	ヤ	断の基準」に適合して	, ,	6
	04/20-	(等級が AAA、AA、Aの		-200-
	2サイクルエ	· ·	は、「判断の基準」に適合し	
	ンジン油	ています。		
13 消火器	消火器	· ·	は、「判断の基準」に適合し	500000
		ています。		

14 制服・作	共通	エコ・ユニフォームマーク貼付品は、「判断の基	
業服等	六世		
美 版寺		準」に適合しています。	
		Samuel Decay Filesting the Mr. S. Mark A.	ECO UNIFORM
		エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合し	
		ています。	100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
		※条件あり。手引き88ページに掲載されている表	
		「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエ	
		コマークとの対応表」を参照してください。	
	帽子	PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、	
		「判断の基準」に適合しています。	
	制服·作業服、	PETボトルリサイクル推奨マークのある製品は、	7 🗲
	靴	「判断の基準」に適合しています。	DET#N II.
	714	※条件あり。手引き 78ページを参照してください。	再利用品
15 インテリ	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合し	
	共理	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	476
ア・寝装寝		ています。	
具		※条件あり。手引き88ページに掲載されている表	
		「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエ	
		コマークとの対応表」を参照してください。	
		PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、	
		「判断の基準」に適合しています。	
		※条件あり。手引き 81~82 ページを参照してくだ	
		さい。	PETボトル 再利用品
	ベッドフレー	フレーム環境マーク製品は、「判断の基準」に適	
	4	合しています。	環境と
			文主に 配慮 金田本小川田会
	マットレス	衛生マットレスマーク製品は、「判断の基準」 に	GRO/ID-
		一適合しています。	が 衛生 N マットレス
			金田本今片工業会
16 作業手袋	作業手袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合し	
10 作来于农	作表于教		-026-
		ています。	
		※条件あり。手引き88ページに掲載されている表	
		「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエ	
		コマークとの対応表」を参照してください。	
17 その他繊	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合し	
維製品		ています。	\$9200a
		※条件あり。手引き88ページに掲載されている表	
		「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエ	
		コマークとの対応表」を参照してください。	
		PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品	
		は、「判断の基準」に適合しています。	
		※モップについては条件あり。手引き86~87ペー	
		ジを参照してください。	PETボトル 再利用品
18 設備	太陽熱利用シ	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合し	
10 政制	ステム、生ゴ	エコマーク 認足 m は、「刊例の 基準」 に 適	-250-
	•	, ,	
	ミ処理機、節	※太陽熱利用システムについて条件あり。手引き	
	水器具、給水	93~94ページを参照してください。	
	栓		

	日射調整フィルム	日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」 貼付品は、「判断の基準」に適合しています。	99-> NAMED CO E0/0/0-7/6/128			
	テレワーク用 ライセンス	ウントは、「判断の基準」に適合しています。				
	Web 会議シス テム					
20 ごみ袋等	プラスチック 製ごみ袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。				
		バイオマスプラマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	AP MAYANA			
		バイオマスマーク 25%以上配合品で、かつ下記の 要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合 しています。 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	(25)(-57 = 7 No.000000			
21 役務	輸配送、旅客 輸送、引越輸 送	グリーン経営認証取得事業者(交通エコロジー・ モビリティ財団)は、輸送に係る判断の基準を満た しています。	カリー/ 日間 社 大学 カリー/ 日間 社 大学 カリー/ 日間 社 大学			
	清掃、機密文 書処理	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合して います。				

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク(GPN)は、グリーン購入の取組を促進するために、平成8年2月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

この GPN が運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入 法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイト です。紙や文具、OA 機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報 が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用願います。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL : https://www.gpn.jp/econet/

別紙3 調達目標及び前年度の調達実績

	特定調達品目の分類	調達目標	令和4年度 調達実績	目 標 達成状況
1	紙類	90%	99.6%	0
	うちコピー用紙	99%	99.8%	0
2	文具類	90%	99.5%	0
3	オフィス家具等	90%	90.5%	0
4	画像機器等	90%	81.9%	×
5	電子計算機等	90%	98.1%	0
6	オフィス機器等	90%	99.7%	0
7	移動電話	90%	100.0%	0
8	家電製品	90%	75.9%	×
9	エアコンディショナー等	90%	71.0%	×
10	温水器等	90%	50.0%	×
11	照明	90%	73.2%	×
12	自動車等	90%	81.6%	×
13	消火器	90%	100.0%	0
14	制服・作業服等	90%	88.8%	×
15	インテリア・寝装寝具	90%	100.0%	0
16	作業手袋	90%	86.9%	×
17	その他繊維製品	90%	73.5%	×
18	設備	90%	100.0%	0
19	災害備蓄用品	90%	99.4%	0
20	ごみ袋等	90%	73.4%	×
21	役務	原則とする	88.8%	_
22	公共工事	原則とする	_	_

- 1 役務については、業務への影響を考慮する必要があることから、当面は各特定調達品目の判断の 基準を努力目標とし、数値目標は設定しない。
- 2 公共工事における工法、目的物については、目標の設定が難しいことから、当面は目標を設定せず、今後、目標の立て方について検討するものとする。